

職員の任用に関する規則の一部改正について

【改正理由】

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

【改正内容】

- (1) 従来、昇任については、原則として競争試験を行い、人事委員会が定める職への昇任は選考によることを妨げないとされていたが、法改正により、昇任は原則として任命権者が行い、人事委員会規則で定める職への昇任は競争試験又は選考が行わなければならないとされた（法第21条の3、第21条の4第1項）ため、昇任を選考で行う職を定め、これに伴う所要の改正を行うもの。
- (2) その他、所要の規定の整備を行うもの。

【施行年月日】

平成28年4月1日